

別紙7 竣工確認に伴う提出図書

竣工確認時の提出図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途市が指示する。

1. 工事完了届
2. 工事記録写真
3. 竣工図
：建築、電気、機械、備品配置各々につき、原図、製本図（原寸及び縮小版）
4. 備品リスト
5. 備品カタログ
6. 設備・備品取扱説明書
7. 竣工写真
8. 竣工調書
9. 工事費内訳書
10. 品質管理・安全管理報告書
11. 空気環境測定結果報告書
12. 竣工図書電子データ（CAD）
13. 実施設計との整合性の確認結果

目的物引渡書

平成 年 月 日

(あて先) 久留米市長

事業者 住 所
氏 名
代表者

事業者は、以下の施設等を、久留米市 中央学校給食センター（仮称）整備事業における事業契約書第35条の規定に基づき、引き渡します

事業名	
事業場所	
施設名称	
什器・備品等	「備品リスト」の通り
引渡年月日	
立会人	久留米市
	事業者

【 事業者名 】 様

上記引渡年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

久留米市長

別紙 10 開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリング

1. モニタリングの種類

市の行うモニタリングの種類は、下表の通り、その頻度に応じて3種類とする。なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、市は事前に事業者を実施日時を通知する。

表 モニタリングの種類

種類	内容・方法
定期（月次）	月1回、事業者から提出された業務報告書（月報等）の記載内容が正確かつ適切であることを確認するほか、必要に応じて業務現場への立入検査や事業者の説明・報告等を求めることにより、施設等の状況及び当該月の業務実施状況を確認する。
定期（四半期）	四半期ごとに、事業者から提出された業務報告書（四半期総括書等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。
不定期	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務報告書（日報等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び業務実施状況を確認する。

市は、定期（月次）のモニタリングについては月報を受領してから14日以内、定期（四半期）のモニタリングについては四半期業務報告書を受領してから14日以内に行い、かつ結果を事業者へ書面で通知する。不定期のモニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、市は事業者へ結果を書面で通知する。

2. モニタリングの結果の分類

(1) 開業準備業務の不履行

開業準備業務についてのモニタリングの結果、事業者の本契約の不履行があると認められた場合、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故など）によって、やむを得ず不履行となった

場合（ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行なう。）

(2) 維持管理・運營業務の不履行

維持管理・運營業務についてのモニタリングの結果、事業者の本契約の不履行があると認められた場合、市は当該不履行を、下表の通り学校給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが要求水準等の未達成の状態である「要求水準等未達成の場合」の2つに分類した上、各々をに詳細なレベル設定を行う。

表 給食センター維持管理・運營業務の不履行の分類

要求水準等未達成のうち提供不全の場合	レベル5	給食を提供できなかった場合	生徒が喫食できなかった場合
	レベル4	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から20分以内に配送され、生徒が喫食できた場合
	レベル3	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違いなどにより、一部の献立を生徒が喫食できなかった場合
要求水準等未達成の場合	レベル2	是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
			衛生管理が不十分である場合
	レベル1	是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合

市は、「提供不全の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから3日以内に当該不履行がレベル3、レベル4又はレベル5かを判断し、「要求水準等未達成の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから7日以内に当該不履行がレベル1かレベル2かを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故など）によって、やむを得ず不履行となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行なう。）

3. 是正勧告に対する事業者の対応

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行の改善方法及び改

善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

別紙 1 1 サービス対価の減額

市は、事業者には是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払うサービス対価の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

1. 給食センター開業準備業務

市は、開業準備業務段階において、事業者が実施すべき業務を履行していないと判断した場合、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する対価を減額する。

2. 給食センター維持管理・運営業務

(1) 減額ポイント

提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル5 (未提供の場合)	レベル4 (遅配の場合)	レベル3 (一部未提供の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1	0.5
1%以上 5%未満	4	2	
5%以上 10%未満	6	3	1
10%以上 30%未満	8	4	
30%以上	10	5	2

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供、遅配又は一部未提供の給食数) / (各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数)

上記にかかわらず、食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは40ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合(当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。)であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき40ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、アレルギー対応食対応の誤りによる軽症者の発生や、異物混入による生徒等の負傷の場合における減額ポイントは30ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき30ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

要求水準等未達成の場合

レベル	基本減額ポイント
レベル2：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2
レベル1：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1

2回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

(2) 減額ポイントに応じた減額

サービスの対価の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者へ通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間におけるサービス対価の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未定供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期のみを計上する。

減額金額 = (当該四半期のサービス対価C) × 減額率 + (レベル5に該当する未供給食数(通常食) × 一食当たりの通常食変動料金の単価) + (レベル5に該当する未供給食数(アレルギー食) × 一食当たりのアレルギー食変動料金の単価)

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを越えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～3%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを越えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～23%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを越えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～38%

40ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに当該四半期分のサービス対価の支払停止※※）
----------	---------	------------------------------

※ 上表のサービス対価の減額率が0%であっても、「未供給食数(通常食)×1食当たりの通常食変動料金の単価」「未供給食数(アレルギー食)×1食当たりのアレルギー食変動料金の単価」の減額は行なうものとする。

※※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

(3) 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2四半期連続して合計減額ポイントが21以上となった場合、市は、上記(2)に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する2期目の四半期のサービス対価の事業者に対する支払いを停止する。この場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

別紙 1 2 出資者保証書様式

平成 年 月 日

(あて先) 久留米市長

出資者保証書

久留米市（以下「市」という。）と []（以下「事業者」という。）との間において、本日付けで締結された本事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、出資者である●、●及び●（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとする。

記

1. 事業者が、平成●年●月●日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を●が、●株を●が、及び●株を●が、それぞれ保有していること。
3. 当社らは、市の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
4. 事業者が本件業務を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに市に対して提出すること。
5. 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

(保証人) 住所

氏名

住所
氏名

住所
氏名

別紙 13 付保すべき保険

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

a. 引渡し前に付す保険

ア 建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- (イ) 被保険者 : 事業者、請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに市を含む
- (ロ) 保険の対象 : 本件の事業契約の対象となっている全ての工事
- (ハ) 保険の期間 : 工事開始予定日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする。
- (ニ) 保険金額 : 本施設の建設工事費（消費税を含む。）とする。
- (ホ) 補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

イ 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- (イ) 被保険者 : 事業者、請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに市を含む
- (ロ) 保険の対象 : 本件の事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。
- (ハ) 保険の期間 : 工事開始予定日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする。
- (ニ) 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- (ホ) 免責金額 : 1事故あたり5万円以下とする。
- (ケ) 付記事項 : 1) 事業者又は請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。
2) 事業者又は請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
3) 事業者又は請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

b. 引渡し後に付す保険

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- (イ) 被保険者 : 事業者、請負人等、並びに市を含む
- (ロ) 保険の対象 : 本施設の使用、維持管理及び運営の欠陥に起因して派生した第三

者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

- (e) 保険の期間 : 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする。
- (f) 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- (h) 免責金額 : 1事故あたり5万円以下とする。

c. その他の保険

前記各保険以外に、事業者提案において事業者により付保することとされた保険については、原則として事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ市と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに市に提出しなければならない。

別紙1 4 不可抗力・法令変更による追加費用又は損害の負担

1 不可抗力による追加費用又は損害の負担

(1) 引渡し前

施設整備業務に関する追加費用、若しくは引渡しが未了の施設に関する損害の金額が、別紙6記載のサービス対価Aのうち当該追加費用又は損害に関するものの合計額の100分の1に相当する金額までは事業者が負担し、100分の1に相当する金額を超える部分については市が負担する。

(2) 引渡し後

維持管理・運営業務に関する追加費用、若しくは引渡しが完了している施設に関する損害の金額が、別紙6記載のサービス対価B又はCのうち当該追加費用又は損害に関するもの(当該費用又は損害が発生した事業年度における)年間支払総額の100分の1に相当する金額までは事業者が負担し、100分の1に相当する金額を超える部分については市が負担する。

2 法令変更による追加費用又は損害の負担

- (1) 本件業務に典型的もしくは特別に影響を及ぼす法令変更又は消費税、消費税類似の税制度の新設・変更(税率の変更を含む。)により生じた追加費用又は損害については、市が負担する。
- (2) (1)で定める以外の法令変更により生じた追加費用又は損害については、事業者の負担とする。
- (3) 法令の変更の解釈につき、市と事業者の間で疑義が生じた場合には、両者で協議する。

3 保険との関係

事業者が追加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

4 複数の事由が発生した場合の措置

法令変更、不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合の追加費用または損害については、それぞれの発生事由ごとに負担金額を算出し、施設整備業務又は事後整備業務に関する追加費用、若しくは引渡し又は事後引渡し未了の施設に関する損害についてはその累計で、維持管理・運営業務に関する追加費用、若しくは引渡し又は事後引渡し完了している施設に関する損害については当該事由が発生した事業年度中の累計で算出する。

別紙 15 請負人等保証書様式

(あて先) 久留米市長

保証書(案)

請負人等(以下「保証人」という。)は、久留米市 中央学校給食センター(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が久留米市(以下「市」という。)との間で締結した本件事業に関する契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、事業契約第29条に基づく事業者の市に対する債務のうち調理備品及び食器・食缶等に関するもの、並びに事業契約第37条第5項に基づく事業者の市に対する債務(以下これらを総称して「主債務」という。)を連帯して保証する。

(通知義務)

第2条 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更される。

(履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定められた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。
- 3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、福岡地方裁判所久留米支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令によって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

(保証人) 住所
氏名

別紙 16 請負人等保証書様式

(あて先) 久留米市長

保証書(案)

請負人等(以下「保証人」という。)は、久留米市 中央学校給食センター(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が久留米市(以下「市」という。)との間で締結した本件事業に関する契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、事業契約第29条に基づく事業者の市に対する債務のうち事務備品に関するもの及び第37条第1項に基づく事業者の市に対する債務(以下これらを総称して「主債務」という。)を連帯して保証する。

(通知義務)

第2条 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更される。

(履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定められた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。

3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、福岡地方裁判所久留米支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令によって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

(保証人) 住所
氏名

別紙 17 個人情報取扱特記事項

(収集の制限)

第1条 事業者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第2条 乙は、市（以下「甲」という。）が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(授受及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第6条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第7条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第8条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第9条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。